日本の農業税制に関する課題と対応

2012年11月29日

慶應義塾大学経済学部 塩澤修平

1 日本農業の現状認識 ―潜在能力が活かされていない―

・ 良質な背景

一般に日本の気候・自然条件は農業に適しており、農産物の「質」を評価する多数の富裕な消費者からなる市場が存在する。さらに東南アジアの経済的発展は潜在的な輸出先を増やすことになる。

意欲ある者、特に若年層にとって魅力あるとはいえない

参入規制、土地所有規制など、意欲ある 人々がその力を発揮することに対する制度的 な障壁が存在する。農業固有リスク(異常気 象・家畜の伝染病など)が存在するため、個 人でのリスク負担には限界がある。

・国民の過度の負担に依存

農産物価格や税制に関する不満足感・不公平感をもつ消費者は多い。

2 これまでの農政の評価と反省—保護政策が競争力の強化・自立へと繋がっていない—

・ 農業の発展と小規模農民の土地所有を守る ことはまったく別物

それを混同してきたことが大きな問題であった。「小規模農民の土地所有」はひとつの価値観であるが、農業を始めとする我国の発展あるいは国民の福祉の向上とは別のものである。

他の分野との公平性が保たれているとはい えない

競争条件の公平化が求められており、相続税、固定資産税などに関する農地の優遇措置は、その根拠が明確とはいえない。

国民の資産としての農地が有効活用されていない

現行制度においてもリースは可能であるが、 現実には有効活用されていない。税制面など での優遇措置から<mark>農地の保有コストが低く、</mark> 地価上昇により将来起り得るキャピタル・ゲイ ンに期待する傾向にある。 多面的機能の評価が適切とはいえない
土地税制などが、市場を経由せずに他の経済主体に影響を及ぼす現象である外部性を適切に反映しているとはいえない。農地の税制優遇措置は、外部性を適切に反映している場合に限るべきである。

3 世界とのかかわり 一自由貿易体制の枠組みのなか での競争力強化—

• 世界の中の日本を的確に認識する

日本は基本的に自由貿易体制のなかで生きていくしかなく、そのために積極的に国際的なルール作りに参加すべきである。また、モノと人の移動は区別して論じる必要がある。

・ 質・価格において国際競争力のある農業の 育成、国土の環境保全

意欲ある潜在的な農業従事者を育成し、参入を促進する制度的環境を、税制面を含めて整備する必要がある。

- 4 国民的視座からの農政を どう確立するか一あるべき農業の姿とそのための 手段、適正な負担―
- 多面的機能の検討、外部性の適正な評価 農地のもつ機能や外部性は一律ではなく、 それらを個別に評価する必要がある。それを 税制面に反映させることにより、環境保全や 食糧生産にもつとも適した、その意味での効 率的な土地利用の形態へ移行すべきである。 技術的な困難はともなうが、基本的理念とし てその方向に進むべきである。

・農地の再編成: 大規模化: 経営と所有の分離

証券化:農地の所有権を手放すことなく、偶発的なキャピタル・ゲインを待つより、恒常的なインカム・ゲインを手にできる制度にする。株式会社、農業法人、個人を問わずもつとも収益性の高いと思われる主体に、証券化した利用権を提供し恒常的な配当を受け取る。

地域別土地利用制限(zoning):土地それぞれに固有な条件を勘案し、効率的な利用を促進する。

・ 公平性をもち、活力を引き出す税制

「遊休地」の保有には通常の税負担を課すなど、効率的な農業経営を促進させる税制を整備する。

- ・農業固有のリスクの社会的負担 農業に存在する固有のリスクを社会的に負担・分散するしくみを作る。
- ・消費者の便益を守る

安全性・産地・生産者などについて正確な情報を提供し、消費者にとっての「選択の自由」を増やす。

5 意欲ある農業従事者に対する 資金調達手段の整備 ―農業も含めた 潜在的需要の顕在化—

地域活性化小口投資による資金の供給
地域活性化小口投資(ふるさと投資)とは、
地域活性化のために、潜在的に能力のある企業、伝統産業あるいは起業家を、志ある個人が中心となって資金面から援助しようとする試みである。

適切な情報を提供することにより「顔の見える相手」へ

個人が投資先をつねに見守りながら、小規模であっても競争力のある6次産業を育成する。

・ 個人投資家保護と利便性の向上

リスク把握を容易にするための情報開示の方法の標準化・企画化が必要である。個人投資家の利便性向上として、償還益・損に関して他の金融商品との損益通算が可能な対象への組み入れを可能にする税制が求められる。